

令和2年5月27日

事業主様

熊野尾鷲労働基準協会長

足場の組立て等の業務に係る特別教育の実施について(4月16日の延期分)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当協会の業務運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて平成27年7月1日施行の労働安全衛生規則の一部改正に伴い、足場の組立て等(解体又は変更)の業務に従事する者を対象として特別教育の受講が義務づけられました

この特別教育の規定は足場の高さに係りなく、足場の組立、解体又は変更の作業に係わる業務(地上又は堅固な床上における補助作業は除く)に携わる作業者に求められます。

尚、ここでいう「地上又は堅固な床上における補助作業」とは、地上又は堅固な床上における材料の運搬、整理等の作業をいうものであり、足場材の緊結及び取外しの作業並びに足場上における補助作業は含まれないとのこと。(平成27年3月31日付基発0331第9号より抜粋)又、足場の組み立て等作業主任者等の有資格者はこの特別教育の受講は不要です。協会ではこの特別教育を下記の通り計画しました。

この機会に関係従業員を受講させていただきよう、ご案内申し上げます。

記

1	日時	令和2年7月15日(水)午前8時50分から午後4時40分	
2	会場	熊野建設業会館2階研修室 熊野市井戸町351-2	
3	受講料	テキスト代を含む	
		(イ)会員(労基協、林材防、建災防熊野分会・尾鷲分会)	1名 9,000円
		(ロ)非会員事業場	1名 12,000円
4	定員	30名(申し込み順に受け付けます)※状況により人数制限する場合があります。	
5	修了証の交付	全時間、受講された方に修了証を交付いたします。	
6	申込方法	別紙申込書に受講料を添えて現金書留で郵送するか、又は直接持参してください。或いは、申込書をFAX又は郵送して、受講料等は振込でも結構です。なお、受講申込受付後の取消等による受講料等の返金は事務処理上できかねますので、ご承知ください。但し、受講者の入れ替えには応じます。	
7	申込期限	令和2年7月3日(金)	
8	申込及び問合先	熊野尾鷲労働基準協会事務局 電話 0597-85-3489 FAX 0597-89-7007	
9	受講の注意事項	(1) 受付は、講習開始の10分前に終わってください。	
		(2) 携行品は筆記用具、ノート	
		(3) テキストは、当日会場受付にてお渡しします。	

◆受講料振込先:百五銀行熊野支店・普通(口座番号) 334767 熊野尾鷲労働基準協会

足場組立等業務に係る特別教育カリキュラム

熊野尾鷲労働基準協会

開催日:令和 2年 7 月 15 日(水)

場 所:熊野建設業会館2階研修室 熊野市井戸町 351-2

時間	教育内容	講師等
8:40～8:50	受付	熊野尾鷲労働基準協会
8:50～9:00	開講あいさつ	熊野労働基準監督署
9:00～12:20 途中 20 分休憩	足場及び作業の方法に関する知識	坪谷労働安全コンサルタント 事務所 坪谷広之氏
12:20～13:10	食事・休憩	
13:10～13:40	工事用設備、機械、器具、作業環境 等に関する知識	坪谷労働安全コンサルタント 事務所 坪谷広之氏
13:40～13:50	休憩	
13:50～15:20	労働災害の防止に関する知識	坪谷労働安全コンサルタント 事務所 坪谷広之氏
15:20～15:30	休憩	
15:30～16:30	関係法令	坪谷労働安全コンサルタント 事務所 坪谷広之氏
16:30～16:35	休憩	
16:35～16:40	修了式	熊野尾鷲労働基準協会 山本 保